

令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,169,640千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743,300,176千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表地方債補正（その 1）」による。

2 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正（その 2）」による。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地方交付税		千円 233,635,000	千円 139,409	千円 233,774,409
	1 地方交付税	233,635,000	139,409	233,774,409
9 国庫支出金		115,268,488	271,586	115,540,074
	2 国庫補助金	38,573,904	242,586	38,816,490
	3 委 託 金	4,185,542	29,000	4,214,542
14 諸 収 入		45,592,530	721,445	46,313,975
	7 雑 入	2,729,414	721,445	3,450,859
15 県 債		73,302,700	37,200	73,339,900
	1 県 債	73,302,700	37,200	73,339,900
歳 入 合 計		742,130,536	1,169,640	743,300,176

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 47,467,878	千円 168,409	千円 47,636,287
	1 総務管理費	14,025,030	3,613	14,028,643
	5 選 挙 費	1,774,420	135,796	1,910,216
	7 統計調査費	1,127,928	29,000	1,156,928
6 農林水産業費		51,405,527	996,831	52,402,358
	1 農 業 費	11,818,022	961,831	12,779,853
	3 農 地 費	9,283,536	35,000	9,318,536
7 商 工 費		42,586,012	4,400	42,590,412
	1 商 業 費	564,890	4,400	569,290
歳 出 合 計		742,130,536	1,169,640	743,300,176

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			千円 654,043
	5 水産業費		654,043
		県営漁港水産基盤整備費	461,000
		市町村営漁港水産基盤整備費	193,043
8 土木費			26,751,624
	1 土木管理費		58,000
		土木総務費	58,000
	2 道路橋りょう費		14,644,898
		道路維持費	3,611,000
		道路舗装費	313,000
		道路改良費	9,198,498
		橋りょう費	1,522,400
	3 河川海岸費		8,281,075
		河川費	4,516,600
		河川開発費	873,575
		砂防費	2,149,000
		海岸費	741,900
	4 港湾空港費		2,561,800
		港湾費	2,561,800
	5 都市計画費		1,205,851
		都市改造費	1,122,851
		公園費	83,000
11 災害復旧費			372,000
	2 公共土木施設災害復旧費		372,000

款	項	事業名	金額
		河川等災害復旧費	千円 372,000
合		計	27,777,667

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
ジェットfoil更新支援事業費	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	千円 24,750
情報発信拠点企画運営事業費	令和 8 年度	34,357

第4表 地方債補正（その1）

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
情 報 発 信 拠 点 整 備 費	千円 2,200	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和7年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	2,200			

第4表 地方債補正（その2）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	千円 2,108,500	債券発行又は普通貸借（借入先） 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他 （借入時期） 令和7年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入時期から30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 2,143,500	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	73,302,700				73,337,700			